



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2022年12月13日から15日](#)に会議を行った。

## 関連情報：

- 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### 作業計画の概要

- [IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）](#)

### リサーチ及び基準設定

- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー-5）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー-9）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー-13）](#)
- [のれんと減損（アジェンダ・ペーパー-18）](#)
- [デジタル財務報告（アジェンダ・ペーパー-25）](#)
- [開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー-31）](#)

### 維持管理及び一貫した適用

- [交換可能性の欠如（アジェンダ・ペーパー-12）](#)

## 作業計画の概要

### IASB 作業計画のアップデート（アジェンダ・ペーパー-8）

IASB は 2022 年 12 月 14 日に会合し、作業計画についてのアップデートを受けた。

そのアップデートの一部として、IASB は次のことに留意した。

- スタッフが、統合報告フレームワークと公開草案「経営者による説明」との類似点及び相違点の分析を開始している。
- 2022 年 12 月に、ISSB はアジェンダの優先順位についての公開協議に関する情報要請の中に報告のコネクティビティに関する IASB との共同プロジェクトを含めるかどうかを検討しようとしている。IASB の経営者による説明のプロジェクトと統合報告フレームワークを基礎とするものである。
- スタッフはアジェンダの優先順位についての ISSB の公開協議における進展を注視しており、今後の会議で経営者による説明のプロジェクトにおいて進むべき道筋についての代替案を IASB に提示する。

IASB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は作業計画についての次回のアップデートを 2023 年 3 月までに受ける予定である。

## リサーチ及び基準設定

### 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

IASB は 2022 年 12 月 14 日に会合し、企業の発行した金融商品の表示についての IAS 第 32 号「金融商品：表示」の要求事項を明確化すべきかどうか及びどのように明確化すべきかについて議論した。

### 資本性金融商品の表示（アジェンダ・ペーパー5A）

IASB は、企業が自らの発行した資本性金融商品に関して財務諸表で提供する情報があまりにも限定的であるという、利害関係者から指摘された懸念について議論した。IASB はまた、FICE プロジェクトと IASB の基本財務諸表に関するプロジェクトとの相互関係についても議論した。

IASB はこの事項に関して何も決定を行わなかったが、考え得る表示の要求事項をさらに検討するようスタッフに依頼した。

### 金融負債の表示（アジェンダ・ペーパー5B）

IASB は、金融負債が IFRS 第 9 号「金融商品」の要求事項に従って純損益を通じて公正価値で測定される場合の、当該金融負債の部分集合についての企業の取扱いに関して利害関係者から指摘された懸念について議論した。一部の利害関係者は、金融負債が下記に基づく金額を保有者に支払う契約上の義務を含んでいる場合に、企業が当該金融負債の帳簿価額の変動を純損益に認識することが適切なのかどうかを疑問視した。

- a. 企業の業績、又は
- b. 企業の純資産の変動

IASB は、金融負債についての IAS 第 32 号の表示の要求事項への追加を行わないことを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

しかし、IASB は、こうした種類の純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を有する企業に、各報告期間においてそうした金融負債の再測定から生じた利得又は損失の合計額の開示を要求することを暫定的に決定した。これらの開示は、IASB が 2021 年 4 月に暫定的に合意した契約条件の開示案とともに、財務諸表利用者のニーズを満たすのに役立つであろう。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は、プロジェクト計画に示された他のトピックに加えて、資本性金融商品の表示について引き続き議論する。

### 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2022 年 12 月 14 日に会合し、公開草案「規制資産及び規制負債」における下記に関する提案を再審議した。

- 企業の規制資本ベースに対するインフレ調整（アジェンダ・ペーパー9A）
- 企業の規制資本ベースに含めた算入可能費用又は履行インセンティブの会計処理（アジェンダ・ペーパー9C）

IASB は次のことについても議論した。

- アジェンダ・ペーパー9A のトピックに関する料金規制諮問グループからの助言（アジェンダ・ペーパー9B）
- モデル案についての IASB の再審議における直接的な関係（の有無）という概念の使用（アジェンダ・ペーパー9D）

IASB はアジェンダ・ペーパー9B 又はアジェンダ・ペーパー9D については何も決定を求められなかった。

### **規制資本ベースに対するインフレ調整（アジェンダ・ペーパー9A）**

IASB は、企業は規制資本ベースに対するインフレ調整を規制資産として認識することを要求もされず許容もされない旨を基準書で定めることを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### **規制資本ベースに含めたその他の項目（アジェンダ・ペーパー9C）**

IASB は、基準書で次のことを定めることを暫定的に決定した。

- a. 企業は、次の場合には、規制資本ベースに含めた算入可能費用又は履行インセンティブに関して規制資産又は規制負債を認識することを要求される。
  - i. 企業の規制資本ベースと有形固定資産が直接的な関係を有しており、かつ、
  - ii. 企業が算入可能費用又は履行インセンティブを将来の規制料金に加算（減算）する強制可能な現在の権利（義務）を有している。
- b. 企業は、企業の規制資本ベースと有形固定資産が直接的な関係を有していない場合には、規制資本ベースに含めた算入可能費用又は履行インセンティブに関して規制資産又は規制負債を認識することを要求もされず許容もされない。

12 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

### **次のステップ**

IASB は本プロジェクトの提案について引き続き再審議する。

### **持分法（アジェンダ・ペーパー13）**

IASB は 2022 年 12 月 14 日に会合し、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に示されている持分法についての適用上の疑問点についての議論を継続した。

### **関連会社に対する追加持分の購入後の選好するアプローチの適用（アジェンダ・ペーパー13A）**

IASB は、持分法を適用する投資者は、IASB の選好するアプローチを適用する際に関連会社に対する単一の投資を測定していると暫定的に決定した。したがって、部分的処分において選好するアプローチを適用する際に、投資者は関連会社に対する投資のうち認識の中止を行う部分を処分日現在の当該投資の帳簿価額の比例部分として測定することを要求されることとなる。

この暫定的な決定は、2022 年 6 月の IASB の暫定的な決定を修正するものである。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### **関連会社に対する追加持分の購入及び未認識の損失に対する持分（アジェンダ・ペーパー13B）**

IASB は、持分法を適用する投資家で、関連会社に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額し、したがって関連会社の損失に対する持分の認識を停止した投資者は、当該関連会社に対する追加持分の購入時に未認識の損失を認識しないと暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

## 損失及び包括利益の内訳項目の認識（アジェンダ・ペーパー13C）

IASB は、投資者は関連会社に対する持分がゼロに減額されるまで関連会社の包括利益に対する持分を認識する旨を明確化することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

IASB は、投資者が関連会社に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額している場合には、投資者は当該関連会社の包括利益の各内訳項目に対する持分を区分して認識すると暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

IASB は、関連会社の包括利益に対する投資者の持分が、当該関連会社に対する投資の帳簿価額より大きな損失である場合には、投資者は次の順序で認識すると暫定的に決定した。

- a. 関連会社の純損益に対する持分
- b. 関連会社のその他の包括利益に対する持分

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

## 次のステップ

IASB は本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点についての議論を継続する。

## のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2022 年 12 月 13 日に会合し、のれんと減損のプロジェクトについて議論した。IASB はこのトピックに関する予備的見解をディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」において示した。

IASB は本プロジェクトを基準設定の作業計画に移すことについて議論した。また、次のことについても議論した。

- 企業結合で取得した識別可能な無形資産
- のれんを除いた資本合計の表示
- コメント提出者が提案した、本プロジェクトのディスカッション・ペーパーに含めていなかったトピックの検討

## 基準設定アジェンダへの移行（アジェンダ・ペーパー18A）

IASB は次のことを決定した。

- a. 本プロジェクトを基準設定の作業計画に追加する。
- b. 本プロジェクトについての諮問グループは設置せずに、諮問機関の専門知識を引き続き活用する。
- c. プロジェクト名を「企業結合—開示、のれん及び減損」に変更する。

出席した 11 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

## 企業結合で取得した識別可能な無形資産（アジェンダ・ペーパー18B）

IASB は、予備的見解を維持すること、したがって、企業結合で取得した識別可能な無形資産についての IFRS 第 3 号における認識規準に変更を加えないことを暫定的に決定した。

出席した 11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

## のれんを除いた資本合計（アジェンダ・ペーパー18C）

IASB は予備的見解を進めないことを暫定的に決定し、したがって、のれんを除いた資本合計の金額を財政状態計算書上の独立科目として表示することを企業に要求しないことを暫定的に決定した。

出席した 11 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

### その他のトピック（アジェンダ・ペーパー18D）

IASB は、本プロジェクトにおいてコメント提出者から提案された追加のトピックについて、のれんを含んだ資金生成単位の減損テストの有効性の考え得る改善に関しての 2 つのトピックを除いては、検討しないことを決定した。

出席した 11 名の IASB メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

### 次のステップ

今後の会議で、IASB は次のことに関して決定を行う。

- a. 企業結合に関する開示要求の詳細
- b. のれんを含んだ資金生成単位についての IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの有効性の改善及び適用の簡素化についての予備的見解

IASB は、本プロジェクトのすべての側面についての暫定的な決定を行った時点で、全体としてのパッケージがプロジェクト目的に合致するかどうか及び提案を示した公開草案を公表すべきかどうかを検討する。

### デジタル財務報告（アジェンダ・ペーパー25）

IASB は 2022 年 12 月 14 日に会合し、デジタル財務報告書の有用性、質、アクセスしやすさ及び比較可能性を改善するのに役立つために、優先すべきデジタル財務報告活動について議論した。

特に、IASB は次のことに議論した。

- デジタル財務報告活動の手引きとするのに役立つための戦略的フレームワーク（アジェンダ・ペーパー25A）
- 優先的なデジタル財務報告活動（IFRS 会計基準の変更について IFRS 会計タクソニを更新するために必要とされる活動以外で（アジェンダ・ペーパー25B））

IASB は何も決定を求められなかった。

### 次のステップ

IASB は、デジタル財務報告活動に関するアップデートについて定期的に議論する。

### 開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2022 年 12 月 15 日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」についての再審議を継続した。

### 開示要求を削減しない IFRS 会計基準（アジェンダ・ペーパー31A）

IASB は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」、IFRS 第 17 号「保険契約」及び IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の開示要求は新 IFRS 基準書を適用する子会社に依然として適用される旨を確認することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### IAS 第 34 号における開示要求の削減案（アジェンダ・ペーパー31B）

IASB は、新 IFRS 基準書に IAS 第 34 号「期中財務報告」についての削減した開示要求を含めるという提案を維持することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 準拠の旨の記述の提案（アジェンダ・ペーパー31C）

IASB は、新 IFRS 基準書を適用する子会社は、当該基準書を適用した旨を IFRS 会計基準への準拠の旨の明示的かつ無限定の記述と同じ注記において開示することを要求されるという提案を維持することを暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は公開草案に対するフィードバックについての議論を継続する。

## 維持管理及び一貫した適用

### 交換可能性の欠如（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は、公開草案「交換可能性の欠如」（公開草案）に対するコメントを以前の会議で検討しており、今回の会議では本プロジェクトをどのように進めるべきかについて議論した。

### 2つの通貨間での交換可能性の評価（アジェンダ・ペーパー12A）

IASB は、ある通貨が他の通貨と交換可能であるかどうかを企業がどのように評価するのかについて議論した。IASB は、次のようなアプローチを進めることを暫定的に決定した。

- a. 企業が交換可能性を評価するために評価する要因を示す。かつ、
- b. それらの要因が交換可能性の評価にどのように影響を与えるのかを明示する。

特に、IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 「時間枠」について — この要因には変更を加えず、特に、「通常の管理上の遅延」の概念を維持する。
- b. 「他の通貨を入手する能力」について — この要因には変更を加えない。
- c. 「市場又は交換メカニズム」について —
  - i. 企業は交換可能性を評価する際に「非公式の市場」を考慮しないが、交換可能性が欠如している場合には、そのような市場からの為替レートを使用して直物為替レートを見積ることができる旨を明確化する。
  - ii. 「非公式レート」又は「闇市場レート」ではなく、「強制可能な権利及び義務を生じさせない交換取引から生じるレート」に言及する。
  - iii. 「権利及び義務の強制可能性」をさらに定義又は記述するための変更は加えない。
- d. 「他の通貨の入手目的」について — この要因には変更を加えない。
- e. 「他の通貨の限定的な金額を入手する能力」について — 「総額法」の例示を適用指針又は設例のいずれかとして開発する。
- f. 企業は交換可能性を評価する際にすべての要因を考慮することを要求される旨、及び 1 つの要因の欠如は交換可能性の欠如を示唆するものとなる旨を明確化する。

出席した 11 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

### 交換可能性が欠如している場合の直物為替レートの決定（アジェンダ・ペーパー12B）

IASB は、交換可能性が欠如している場合に企業が直物為替レートをどのように決定するのかに関する提案について議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 提案した第 19A 項を修正して、「直物為替レートを見積るにあたっての企業の目的は、実勢としての経済状況において市場参加者間での秩序ある為替取引が行われるであろうレートを測定日において反映することである」とする。
- b. 直物為替レートを見積るにあたり、観察可能な為替レートの使用を引き続き認めるが、要求はしない。
- c. 詳細な見積りの要求事項を追加するための変更や、直物為替レートを見積るにあたり企業が使用すべき技法又は参照レートを定めるための変更は行わない

出席した 11 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

#### **開示及び経過措置（アジェンダ・ペーパー12C）**

IASB は、開示及び経過措置に関する提案について議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. ある通貨が他の通貨と交換可能ではないため企業が直物為替レートを見積る場合に、企業は公開草案の第 57A 項及び A16 項から A18 項における情報を開示することを要求されるという提案を進める。
- b. 公開草案の第 60 L 項から第 60M 項で提案している経過措置を進める。

出席した 11 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

#### **次のステップ**

IASB は、発効日及びデュー・プロセスの手順について議論する。